

# 特定保健指導を ご利用ください（該当者のみ）

**対象者** 特定健診受診の結果メタボリックシンドローム該当となり、特定保健指導対象となった方は生活習慣の改善が必要となります。特定保健指導利用券がご自宅に届くほか、組合委託業者より利用勧奨のお電話を差し上げることがあります。ぜひご利用ください。（P12もご覧ください）

**受診期限** 平成32年3月31日まで（初回面接を受けられる期限）

特定健診の結果、メタボリックシンドローム判定となる検査数値は以下のとおりです

①	①血糖検査	空腹時血糖・随時血糖 HbA1c (NGSP 値)	100mg/dl以上 または 5.6%以上
	②血圧検査	収縮期血圧 拡張期血圧	130mmHg 以上 85mmHg 以上
③	③脂質検査	中性脂肪 HDL コレステロール	150mg/dl 以上 または 40mg/dl 未満



※いずれかの検査で1つでも該当する場合

②	腹囲（男性85cm以上、女性90cm以上）またはBMI25以上、喫煙の有無、服薬の有無
---	---

※メタボリックシンドロームに該当していなくても、基準値から外れている方には通知等を差し上げる場合があります。重症化する前に生活習慣改善や医療機関の受診をおすすめします。

お願い

**特定健診はなるべく12月までに受診してください。**

特定健診受診後、特定保健指導に該当した方は特定保健指導利用券が約2～3か月後に発行となります。特定保健指導利用券で初回面接を受けられる有効期限が3月31日までのため、1月から3月に特定健診を受診した方は特定保健指導を受けられるチャンスを逃す可能性があります。ぜひ早めに受診してください。

## 人間ドック等補助金について

10,000円以上（消費税含）の健診を受けた場合、1会計年度（4月～翌年3月まで）1回、次に掲げる金額の範囲内で支給されます。

- ・申請方法や契約健診施設の最新情報は組合ホームページをご覧ください。
- ・自己負担した健診費用が補助金額未満の場合は、実費分まで補助となります。
- ・巡回健診や異なる施設等で補助金を使用した場合も1回支給したものとします。

※補助金を年度内で重複して利用していることが確認できた場合は返還請求いたします。ご注意ください。

資格区分	補助金額
税理士・勤務税理士	40,000円
職員	30,000円
家族・75歳以上の組合員	20,000円